

参議院本会議(経済安保法案)・代表質問

2022年4月13日

立憲民主・社民 杉尾秀哉

立憲民主・社民の杉尾秀哉です。

ただいま議題となりました『経済安保推進法案』について、会派を代表して質問します。

【岸田政権半年】

まず、岸田政権が発足して半年となりました。

新型コロナにウクライナ危機。まさに「内憂外患」の中で、緊張感をもって政権運営を続けておられる事に敬意を表します。

ただ、残念ながら「岸田政権の業績は」と聞かれて、即答できる人は少ないでしょう。

なぜなら、「岸田総理は社会的に重要な課題について聞かれても、『緊張感をもって注視する』と答えるだけで、実は何もしないからだ」と、ある文筆家は喝破しています。「何もしないことを、バリエーション豊かに表現するおじさん」というネットでの評価もあるようです。

つまり、「やってるフリ内閣」と表現すればいいのでしょうか。

* そうでないと言うのなら、まず目玉の政治スローガンである「新しい資本主義」の全体像を早く示すべきではないですか？

【ウクライナ危機】

ロシア軍によるウクライナ市民への虐殺の惨状が、連日メディアで伝えられています。

ロシアのプーチン大統領に対する、国際社会の「怒りと抗議」の声は強まるばかりです。

かかる蛮行に対して代償を支払わせ、一刻も早く侵略行為をやめさせ、ウクライナに平和を回復させるために、日本ができることは、まだまだあります。

* その象徴として、原油と天然ガス開発の「サハリンⅠ」「サハリンⅡ」からのエネルギー輸入を停止する考えはありますか？

私が予算委員会で総理に要請した通り、日本もウクライナの避難民保護に舵を切りました。

しかし、まだまだ中途半端で、しかも、政府が「避難民」と言う言葉に固執し、「難民」と峻別する事には違和感があります。

もともと、日本が国際社会から「難民鎖国」と批判され、世界の難民に固く門戸を閉ざして来たのは恥ずかしい限りです。そこで、

* 一過性の政治的パフォーマンスと言われたいためにも、これを機に難民認定の拡大に、大きく舵を切るべきではないでしょうか？

【新型コロナ】

新型コロナについても伺います。

先月、まん延防止等重点措置を解除する際、岸田総理は「第6波の出口はハッキリ見えてきた」と豪語しました。

しかし、これは完全なミスリードで、全国的な増加傾向は明らかです。そこで総理に伺いますが

* すでに「第7波」に突入したという認識か？また、その場合「まん延防止等重点措置」を再発出するつもりはあるのか、明快な答弁を求めます。

政府はワクチン3回接種済の人を対象に、「イベント・ワクワク割」を来月から始めると伝えられています。

「何と素晴らしいネーミング！」と思いきや、ワクワクの「ワク」は「ワクチン」の「ワク」でもあるらしい。そう考えると、馬鹿にされているような気がしてきました。

***感染が再拡大しているのに、本当に来月から始めるのか？そもそも、行政サービスをワクチン接種の有無で差別するのはおかしくないですか？総理、お答えください。**

【経済安保法～①基本理念】

本日の議題であります「経済安保推進法案」は、仮に成立すれば、岸田政権にとって発足以来、唯一と言ってもいい「具体的業績」となりうるものです。

目下のウクライナ危機や、コロナ禍による物流問題。米中間の対立や、厳しくなる安保環境等に鑑みれば、経済安全保障を確立し、国民の安全・安心を守る必要性を、私たちも否定するつもりはありません。

しかし、この法案は企業活動や国民の暮らしに影響を及ぼし、委縮効果をもたらす恐れがある上、具体的な運用や規制対象などに関して「政省令」で決める項目が138か所もあり、政府の裁量が広すぎる、など数々の問題点が当初より指摘されていました。

ところが、衆議院での質疑の中でも、例えば総理自身の「慎重に検討」「ていねいに説明」「真に必要なものに絞り込む」などと言う答弁に象徴されるように、政府側は終始一貫して曖昧な説明を繰り返しています。そこで岸田総理に伺います。

***こうした懸念について、衆議院段階でどれだけ払しょくできたとお考えか？**

なお、本院では「慎重に」「丁寧に」など、曖昧な答弁のオンパレードは厳に慎んで頂きたい。

私たち立憲民主党は本法案の審議に臨むにあたり、

① 自由で開かれた経済活動

② 民間活力と経済の成長

③ 経済安全保障の実効性確保、の観点から、「自由と規制」「経済と安全保障」のバランスを最重要視し、「経済安全保障の基本理念」を新たに条文として盛り込んだ「修正案」をまとめ、衆議院に提出しました。

残念ながら我々の修正案は否決されましたが、外部有識者からは高く評価されています。

そこでまず、この法案の第5条に、「法律の規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確立するため『合理的に必要と認められる』限度において行われなければならない」と定められていることについて。

***これはあくまで、「安全保障を経済に優先する」という趣旨なのか？**

***一方、私たち立憲民主党は、経済活動に対する規制は「必要最低限としなければならない」と考えていますが、これについての見解**

***並びに、政府提出法案に「経済安保」の定義がない欠陥を補うために、我々が修正案で示した「基本理念」についての総理の評価と合わせて答弁願います。**

【経済安保法～②サプライチェーンの強靱化(特定重要物資)】

「特定重要物資」は「国民の生存に必要不可欠」で、「広く国民生活、もしくは経済活動が依拠している」などの要件に合致するものを、政令で指定するという規定になっています。

この物資の指定は、財政・金融支援スキームの出発点となるもので、政府の一存で決めることは望ましくありません。

*そこで、特定物資の指定にかかる政令を定めるに当たっては、外部有識者の意見を聞くこととすべきと考えますが、担当大臣の見解を伺います。

また、この法案の目的は産業基盤の強靱化を通して、サプライチェーンのリスクを低減することにあると理解しますが、問題はどこまでコストをかけて強靱化を実施すべきか、目安が全く示されていないことです。

*これについて衆議院での質疑では、特定重要物資の対象として、「半導体と電池」「レアアースを含む重要鉱物」「医薬品」などが挙げられていますが、これ以外に対象が広がる可能性はないのか？

*また、国内生産拠点の強化等のために、どこまで国が支援を続けるのか？「恣意的な運用」に歯止めをかけるためにも、支援の条件や規模などを示す必要があるのではないかと考えますが、「リスク・コスト・ベネフィット」という観点からの担当大臣の見解を求めます。

【経済安保法～③基幹インフラの安全性などの確保】

経済団体は本法案の基本的な方向性については支持しつつも、特に規制が強化される部分に警戒感をもっている事は間違いありません。その一つが「特定社会基盤事業」、いわゆる「基幹インフラ」です。

本法案では対象分野として電気、鉄道、金融など14の事業が示されていますが、規制の対象が必要最低限のものとなるかどうか、明確になっていません。

これらが曖昧なままでは、関係企業の設備投資計画にも重大な影響が出る事が予想されます。

*そこでまず、他の法案の条文が対象を曖昧にしているのに、なぜ、この基幹インフラのみ14業種に絞ったのか？他の業種が対象となることはないのか？

*また、審査の対象となる重要システムが明確でなく、政府がこうした専門的な設備やシステムを広範に適正評価できるのか、はなはだ疑問である事を踏まえ、これらの懸念に応えるためにも、対象事業者の基準を主務省令で定めるにあたっては、事業者や外部有識者の意見を十分に聞くべきと考えますが、担当大臣ご答弁下さい。

【経済安保法～④官民技術協力】

本法案の官民技術協力の対象となる技術分野については、民生用に限らず、軍事利用可能な先端技術開発に財政支援を行うことも可能なスキームになっていると指摘されています。

現に、有識者会議の議事録要旨を見ても、「防衛など政府部門の具体的なニーズを研究者と結び付けていくことが非常に重要だ」という指摘がありました。

また、この会議のメンバーの兼原・元内閣官房副長官補は「本法案で最も重要なのは、官民技術協力だ」と繰り返し発言し、軍事利用につながる技術開発を重要な目的としていることを隠そうとしません。

そこで、岸田総理に伺います。

*本法案の言う「先端的な重要技術の開発支援制度」の目的の一つは、学术界や民間企業と軍事研究を結びつけること。つまり「軍産複合体」を作る事にあるのでしょうか？

*もし、そうなら、「経済安保」の「経済」という名前を冠することによって、研究内容を曖昧にしようとしていると指摘されても仕方ありませんが、なぜ正々堂々議論しようとししないのか？

*さらに、官民パートナーシップの具体的役割や、機微情報の共有を含めた情報管理の基準についても併せてお答えください。

【経済安保法～⑤特許出願の非公開化】

我が国の現行の特許制度では、出願された発明は1年6か月後に一律に公開されることになっています。それを本法案では、安全保障の観点から非公開化しようとしています。

非公開とすべきかどうかを判断する「保全審査」の対象となる発明について、有識者会議の提言では、「核兵器の開発につながる技術、および武器のみに用いられるシングルユース技術」が挙げられており、政府が作成した法案説明資料においても「核技術、先進武器技術等の中から絞り込んだもの」と説明がされています。

しかし、本法案の66条を見ても、この点について明確に書かれていません。そこで…。

- * 技術分野の絞り込みに国際特許分類を用いるのなら、核関連技術など非公開化の対象となる重要分野だけでも法律に明記することはできなかったのか？
- * 有識者会議でも「経済活動等に及ぼす影響を十分考慮し、安全保障上きわめて機微な発明を対象にすべき」との提言をしていますが、本法案はこれに逸脱してはいないか？
- * また、現在は、様々な民生技術が軍事目的に利用されていることから、こうした軍民利用技術が非公開化の対象になれば、「発明を奨励し、もって産業の発達に寄与する」という特許制度の本旨に反するのではないのでしょうか？担当大臣の答弁を求めます。

【経済安保法～⑥情報保護の重要性など】

ここまで述べてきた、「物資の調達」を始めとした本法案による様々な規制には、取引先など重要な企業秘密に触れる部分があり、情報の漏洩は企業の存続そのものに深く関わります。

これが、本法案に対する経済界の懸念点の一つでもあります。

その意味でも、内閣官房で法案取りまとめの実務を仕切っていた、経済安保法制準備室の藤井敏彦前室長の更迭と、明らかになった数々の「非違行為」は極めて深刻です。そこで岸田総理に伺います。

- * 総理は経済安保法制にかかる情報保護の重要性をどこまで認識しているのか？
- * また、藤井前室長による重要情報流出の可能性について、どこまで厳しく調査したのか？
- * さらには、経済安保と関りのある企業や、メディア関係者と、「不適切」とも言える行為を続けてきた人物を、あろうことか、経済安保法制の事務方トップに据えた総理の任命責任をどう考えるのか、明確にお答えください。

岸田総理が情報保護の重要性を認識されているのなら、機密情報の取り扱い資格制度、いわゆる「セキュリティ・クリアランス」の導入をなぜ見送ったのか。

- * この見送りの理由について。また、今後の導入に向けた検討状況を答弁下さい。

一方で、日本企業の退職者が外国企業に再就職したり、機微な技術を持つ研究者のヘッドハンティングが、「人の移動に伴う情報や技術の流出」として大きな問題となってきました。

- * 本法案ではこうした問題がカバー出来ていませんが、政府としてどう対処するのでしょうか？

問題は、頭脳や技術の流出もそうですが、「日本の産業競争力」そのものが低下しているという、厳然たる事実です。

経済安保の言う「戦略的不可欠性」とは、日本が他国が持たない技術や製品を持ち、その流出を食い止め、他国が日本を「不可欠な存在」と認めてくれること。これが何より重要です。

- * 日本の産業競争力の低下を含め、こうした思想が本法案には見えません。総理の問題意識をお聞かせ下さい。

「大川原化工機」という横浜の会社で起きた冤罪事件を、皆さんは御存じでしょうか？

この事件は、食品製造に欠かせない噴霧乾燥装置で知られる町工場が、中国に輸出した装置が「武器転用可能だ」として2年前に社長ら3人が逮捕されたものです。

ところが、なぜか初公判直前になって突然、「起訴」が取り消される事態となり、逮捕された元専務はこの間にガンが悪化して、刑事被告人のまま無念の死を遂げました。

功を焦った公安警察の「勇み足」とも言えるこの事件は、「反中ムード」に乗じて進められる「経済安保」の危うさを、象徴しているとも言えます。

事ほど左様に、「経済安保」は企業活動や市民生活にも、重大なマイナスの影響を与えかねません。

だからこそ、法案審議に当たって本院では、「良識の府」として将来に禍根を残すことがないように、慎重審議に徹するよう求めて私の代表質問と致します。ご清聴ありがとうございました。

以上